

長崎外国語大学

入学金，授業料等の学費及びその他の納入金等に関する規程

平成 13 年 4 月 1 日制定

(趣 旨)

第 1 条 入学金，授業料等の学費及びその他の納入金に関しては，長崎外国語大学学則（以下「学則」という。）第 41 条，第 48 条，第 49 条，第 50 条，第 51 条，第 52 条の規定によるほか，この規程の定めるところによる。

(授業料等の学費の金額及び納入方法)

第 2 条 授業料等の学費は次に掲げるものとする。

(1) 授業料

(2) 教育充実費

2 最高在学年限内の授業料等の学費の納入金額は，入学年度の学則の定めるところとする。

3 授業料等の学費は，別表第 1 の定めるところに従い，年額を 2 回に分けて次の期日までに納入しなければならない。

春学期（前期） 4 月 20 日

秋学期（後期） 10 月 20 日

4 入学時の入学金及び授業等の学費の納入期日及び納入方法は別に定める。

(延 納)

第 3 条 授業料等の学費を特別の事情によって前条第 3 項の納入期限までに納入できない場合には，延納を許可することがある。

2 延納の願い出は次の期限までとする。

春学期（前期） 4 月 20 日

秋学期（後期） 10 月 20 日

3 延納を願い出る者は，本学所定の用紙に必要事項を記載し，延納手数料を納入のうえ保護者，保証人連署，捺印のうえ，事務局長を経て学長の許可を得なければならない。

4 延納手数料の金額は，別表第 2 に掲げるとおりとする。

5 延納の期日は，納入期限の日から 60 日以内とする。

6 延納の許可を受けた者で，特別な理由により許可された期間内に納入することができない場合には，改めて再延納願を提出し，許可を受けなければならない。この場合，納入延期の期間は 30 日以内とする。

(分 納)

第 4 条 授業料等の学費を特別の事情によって第 2 条第 3 項の納入期限までに納入できない場合には，分納を許可することがある。

2 分納の願い出の期限，手続き及び完納期限については，前条第 2 項，第 3 項，第 5 項，第 6 項を準用する。

3 分納手数料の金額は，別表第 2 に掲げるとおりとする。

4 分納の場合の納入方法については，別に定める。

(授業料等の学費未納者の取扱い)

第 5 条 所定の手続きをせず，第 2 条第 3 項の納入期限までに授業料等の学費を納入しないときは，履修科目の登録を取り消し，本学学生としての身分に関する諸証明書の発行を停止することがある。

2 学費の未納者には定期試験の受験資格を与えない。

(授業料等の学費滞納者の除籍)

第 6 条 所定の手続きをせず，督促しても授業料等の学費を指定の期日までに納入しないときは，本学学則第 41 条の定めにより除籍する。

(復 籍)

第 7 条 学則第 41 条第 1 項 1 号により除籍された者が，学則第 23 条により復籍(再入学)を願い出する場合の手続き等に関する詳細は，別に定める。

2 前項による復籍の手数料は，復籍する年度の入学金の 10 分の 1 とする。

(休学期間中の在籍料及び退学時の授業料等の学費)

第 8 条 1 学期を通じて休学する者は，学則第 50 条に定めるとおり，授業料等の学費納入指定日までに休学在籍料を納入しなければならない。

2 授業料等の学費未納のまま退学を願い出た場合は，これを認めない。

(復学の場合の授業料等の学費)

第 9 条 1 学期を通じて休学を許可された者が，学則第 39 条により休学の理由が消滅したために休学期間を短縮して学期の途中で復学する場合には，その学期の授業料等の学費の全額を復学時に納入しなければならない。

(留学期間中の授業料等の学費)

第 10 条 学則第 37 条により留学が認められて海外留学する者の授業料等の学費の取扱いは，「長崎外国語大学海外留学に関する規程」の第 13 条を準用する。

2 授業料等の学費の納入期限後，授業料等の学費未納のまま留学を願い出た場合は，これを認めない。

(最低在学年限を超過し，履修科目が 5 科目以内の場合の授業料等の学費)

第 11 条 第 2 条第 2 項の規定にかかわらず，卒業に必要な最低修得単位を満たすためになお履修すべき科目数(1 週間の時間割上の科目数)及び実際に履修登録をする科目数(1 週間の時間割上の科目数)とも，1 学期 5 科目以内の場合にかぎり，その学期の授業料等の学費を 2 分の 1 とする。

(編入学の検定料，入学金並びに授業料等の学費)

第 12 条 学則第 22 条による編入学の場合の入学検定料，入学金は，編入学する年度の入

学者と同額とする。授業料等の学費は、編入学する学年次の額とする。

- 2 前項にかかわらず、長崎外国語短期大学から編入学する場合の検定料は、編入学する年度の入学検定料の半額とし、入学金は免除する。また授業料等の学費は、編入学する学年次の額とする。

(転入学者の検定料、入学金、並びに授業料等の学費)

第 13 条 学則第 24 条による転入学の場合の入学検定料、入学金は、転入学する年度の入学者と同額とする。授業料等の学費は、転入学する学年次の額とする。

(再入学者の検定料、入学金、並びに授業料等の学費)

第 14 条 学則第 23 条による再入学の場合の検定料は、再入学する年度の入学検定料の半額とし、入学金は免除する。又授業料等の学費は、再入学する学年次の額とする。

(委託徴収金及び預り金)

第 15 条 授業料等の学費納入時に預り金又は委託徴収金として徴収するものは次に掲げるものとし、その額ならびに納入の時期は別表第 1 のとおりとする。

(1) 卒業諸費(預り金)

(2) 学友会費(委託徴収金)

(3) 同窓会費(委託徴収金)

(4) 学生教育研究災害傷害保険(預り金)

2 卒業諸費及び同窓会費は入学後の 4 年間で、その全額を徴収する。留学中の期間もこの期間に含めるものとする。

3 休学・留学期間及び最低在学年数を超過した期間においても学友会費は、別表第 1 に定める金額を所定の時期に全額徴収する。

4 退学者及び除籍者の既に納めた卒業諸費、学友会費、学生教育研究災害傷害保険は返還しない。

(教育実習費及び日本語教員基礎資格取得講座履修費)

第 16 条 教育実習に参加する者又は日本語教員基礎資格取得講座履修者は、別表第 2 に掲げる教育実習費又は日本語教員基礎資格取得講座履修費を所定の方法で納入しなければならない。

(追試験料及び再試験料)

第 17 条 再試験、追試験の受験を許可された者は、別表第 2 に掲げる試験料を納入しなければならない。

(科目等履修生の登録料及び履修費)

第 18 条 科目等履修生は登録料と学期毎の科目等履修料を納入しなければならない。納入額は、別表第 2 のとおりとする。ただし、1 学期の科目等履修費の総額は、本学学生の当該学期の授業料等の学費を超えるときは、1 年次の当該学期の授業料等の学費を適用する。

2 科目等履修生が当該学期又は年度の学修を終了し、次学期又は新年度において引き続き新たな科目等の履修を願い出る場合には、登録料は免除する。

(証明書等の発行手数料)

第 19 条 各種証明書の発行及び身分証明書の再発行等の手数料は別表第 3 のとおりとする。

(寮に関する費用)

第 20 条 入寮を願出て、入寮許可の通知を受けた者は指定された期日までに、別表第 4 に定める費用を納入しなければならない。

(改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。ただし、入学金、授業料及び教育充実費の額を改正する場合は、事前に理事会の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成20年度入学金、授業料等の学費及び委託徴収金・預り金

別表第1

(単位：円)

		1年次(平成20年度入学)			2年次(平成20年度入学)		
			春学期	秋学期	合計	春学期	秋学期
入学金		250,000			250,000		
授業料等の学費	授業料		295,000	295,000	590,000	295,000	295,000
	教育充実費		188,500	188,500	377,000	188,500	188,500
計		250,000	483,500	483,500	1,217,000	483,500	483,500
委託徴収金預り金	卒業諸費		5,000	5,000	10,000	5,000	5,000
	学友会費		5,000		5,000	5,000	
	同窓会費		2,500	2,500	5,000	2,500	2,500
	学生教育研究 災害傷害保険		3,200		3,200		
	計		15,700	7,500	23,200	12,500	7,500
合計		250,000	499,200	491,000	1,240,200	496,000	491,000
納入期限		指定期日までに納入のこと		20年10月 20日		21年4月 20日	21年10月 20日

		3年次(平成20年度入学)			4年次(平成20年度入学)		
		春学期	秋学期	合計	春学期	秋学期	合計
授業料等の学費	授業料	305,000	305,000	610,000	305,000	305,000	610,000
	教育充実費	193,500	193,500	387,000	193,500	193,500	387,000
計		498,500	498,500	997,000	498,500	498,500	997,000
委託徴収金預り金	卒業諸費	5,000	5,000	10,000	5,000	5,000	10,000
	学友会費	5,000		5,000	5,000		5,000
	同窓会費	2,500	2,500	5,000	2,500	2,500	5,000
	学生教育研究 災害傷害保険						
	計	12,500	7,500	20,000	12,500	7,500	20,000
合計		511,000	506,000	1,017,000	511,000	506,000	1,017,000
納入期限		22年4月 20日	22年10月 20日		23年4月 20日	23年10月 20日	

(注) 1. 納入期限が、日曜、祭日あるいは土曜日の場合はその前日とする。

2. この表は平成20年度入学生とする。

平成 20 年度その他の納入金

別表第 2

(単位:円)

区 分	金額	納 入 期 限	備 考
教 育 実 習 費	70,000 (50,000)	3 学年秋学期	中・高校 1 種免許 ()は高校 1 種免許のみ
日本語教員基礎資格取得講座履修費	10,000	4 学年秋学期	
追 試 験 料	1 科目 500	指定期日内	
再 試 験 料	1 科目 1,000	指定期日内	
延納手数料(授業料等の学費)	1,000	延納願提出時	
分納手数料(授業料等の学費)	1,000	分納願提出時	
復 籍 料	25,000	復籍願提出時	入学料の 10 分の 1
休 学 在 籍 料	5,000	指定期日内	
科目等履修生登録料	5,000	許可願提出時	本学卒業生は免除
科目等履修生(卒業生)	1 科目 20,000	許可後 7 日以内	1 学期毎に
(一般)	1 科目 25,000	許可後 7 日以内	1 学期毎に
入 学 検 定 料	30,000	入学願書提出時	
編 入 学 検 定 料	30,000	編入学入学願書提出時	
編 入 学 入 学 金	250,000	編入学入学手続時	
再 入 学 検 定 料	15,000	再入学願書提出時	入学検定料の 2 分の 1
転 入 学 検 定 料	30,000	転入学願書提出時	

(注) 3 年次編入者の教職課程については、中学校 2 種免許取得者のみ中学校 1 種免許取得希望(20,000 円)を認める。

平成 20 年度証明書等発行手数料

別表第 3

(単位:円)

区 分	金額	区 分	金額	区 分	金額
在 学 証 明 書	各 300 円	卒 業 証 明 書	各 300 円	調 査 書	各 400 円
在 籍 証 明 書		退 学 証 明 書		推 薦 書	
在 籍 期 間 証 明 書		免許取得見込証明書		仮身分証明書発行	各 500 円
成 績 証 明 書		身 体 検 査 書		身分証明書再発行	
単 位 修 得 証 明 書		人 物 考 査 書		通 学 証 明 書	100 円
卒 業 見 込 証 明 書		その他の証明書			
* 英(欧)文による諸証明書の発行は、邦文の倍額とする。					

平成 20 年度女子学生寮(アンペロス寮)に関する費用

別表第 4

(単位:円)

区 分	金 額	備 考
入 寮 費	60,000	入寮時に納入
寮 費	43,000	
食 費	20,000	1 日 2 食
合 計	123,000	入寮決定時に納入

(注) この表は平成 20 年度に限り有効とする。

3年次編入学用 平成20年度入学金、授業料等の学費及び委託徴収金・預り金

別表第5

(単位：円)

		3年次(平成20年度入学)				4年次(平成20年度入学)		
		入学手続時	春学期	秋学期	合計	春学期	秋学期	合計
入 学 金		250,000			250,000			
授業料等の学費	授 業 料		305,000	305,000	610,000	305,000	305,000	610,000
	教育充実費		193,500	193,500	387,000	193,500	193,500	387,000
計		250,000	498,500	498,500	1,247,000	498,500	498,500	997,000
委託徴収金預り金	卒 業 諸 費		10,000	10,000	20,000	10,000	10,000	20,000
	学 友 会 費		5,000		5,000	5,000		5,000
	同 窓 会 費		2,500	2,500	5,000	2,500	2,500	5,000
	学生教育研究 災害傷害保険		1,700		1,700			
	計		19,200	12,500	31,700	17,500	12,500	30,000
合 計		250,000	517,700	511,000	1,278,700	516,000	511,000	1,027,000
納 入 期 限		指定期日までに納入のこと		20年10月 20日		21年4月 20日	21年10月 20日	